③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

①　令和２年10月１日の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績

②　令和２年10月１日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴

（建設コンサルタント等業務）

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

⑷　審査基準日までの営業年数

（物品購入等）

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

6　資格審査結果の通知

「有資格者名簿」の掲示により通知する。

7　資格の有効期間

資格認定の日から令和５年３月31日までとする。

8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各本部等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各本部等の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　インターネットによる申請ができない者

（建設工事）

①　１（建設工事）⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

②　経常建設共同企業体

③　事業共同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する者

④　協業組合・企業組合で３⑵（建設工事）⑥及び⑦に掲げる書類を提出する者

⑤　新たに申請をする合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社

⑥　会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で８⑵に掲げる再度の認定を受けていない者

⑦　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

（建設コンサルタント等業務）

会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で⑵に掲げる再度の認定を受けていない者

⑸　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

①　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における４（建設工事）⑤の規定の適用については、４（建設工事）⑤中「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

②　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑵（建設工事に係る申請書の添付書類）④又は３⑵（測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書の添付書類）⑥に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、特例制度の適用を受けていることを示す書類を申請書に添付させるものとする。

別記１　受付期間及び郵送宛先

⑴　受付期間

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

令和２年12月１日から令和３年１月15日まで（令和３年１月15日までに必着）

（物品購入等）

令和３年１月12日から令和３年１月26日まで（令和３年１月26日までに必着）

⑵　郵送宛先　〒860―0806 熊本市中央区花畑町12―24　熊本フコク生命ビル４階

（建設工事）

独立行政法人都市再生機構

令３・４工事審査担当

（建設コンサルタント等業務）

独立行政法人都市再生機構

令３・４コンサルタント審査担当

（物品購入等）

独立行政法人都市再生機構

令３・４物品審査担当

（096―288―1652）

別記２　送付宛先及び本店所在地の区分に応じた提出場所

⑴　郵送方式による宛先　〒860―0806 熊本市中央区花畑町12―24　熊本フコク生命ビル４階

（建設工事）

独立行政法人都市再生機構

令３・４工事審査担当

（建設コンサルタント等業務）

独立行政法人都市再生機構

令３・４コンサルタント審査担当

（096―288―1652）